

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

また、各項に掲げるもののほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）（以下「共通公告」という。）による。

令和4年2月14日

東広島市長 高 垣 廣 德

1 工事名	令和3年度 市営住宅建設事業 市営造賀住宅解体設計施工一括工事
2 工事管理番号	7-103-0493
3 工事場所	東広島市高屋町造賀
4 工事概要	<p>【建物概要】 木造 平屋建 A=161.82m² 昭和37年竣工</p> <p>【工事内容】 工事着手するための設計図の作成 建物解体工事 建物解体に伴う電気設備及び機械設備の撤去 跡地整備工事(購入土敷均し V=6.5m³)</p>
5 工期	契約日の翌日から令和4年6月30日まで
6 予定価格	3,100,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
7 最低制限価格	有り
8 建設工事の種類	解体工事
9 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項	<p>次に掲げる要件を全て満たしていること。(2)から(5)までの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、上記8の建設工事の種類について満たしているものとする。</p>

(1) 令和3・4年度東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種	解体工事		
(2) 東広島市水道局指定給水装置工事事業者の指定	不要		
(3) 建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否	不要		
(4) 建設業の許可を受けている営業所所在地等 ※営業所とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で許可を受けた営業所とする（以下同じ）。 ※主たる営業所とは、建設業許可申請書別紙二の「主たる営業所」欄に記載されている営業所とする（以下同じ）。 ※本店とは、登記されている本店とする（以下同じ）。	東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者		
(5) 認定等級又は年平均完成工事高 ※認定等級（格付け）とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定する資格の格付のことで令和3・4年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。 ※年平均完成工事高とは、令和3・4年度東広島市建設工事競争入札参加資格申請時に提出した総合評定値通知書に記載された工事種類別のものをいう（東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者に限り、年平均完成工事高は問わない）。	<p>ア 東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者</p> <p>年平均完成工事高</p>	<p>認定等級（格付け）</p> <p>A、B又はC</p>	<p>年平均完成工事高</p> <p>問わないものとする</p>

1.0 その他入札条件（詳細については共通公告に記載）

- (1) 使用契約約款：「設計施工一括発注工事対象請負契約約款」及び「設計施工一括発注工事対象請負契約約款特約事項」（東広島市ホームページ掲載のもの）
- (2) 落札者は契約後、次のいずれにも該当する技術者を主任技術者として配置しなければならない。
- ア 解体工事業に係る主任技術者の資格を有する者
 - イ 建築物の解体工事の経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての元請経験に限る）を有する者
 - ウ 配置時点で、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3か月以上存在すること）にある者
 - エ 配置時点で、他に配置されている工事が4件以下で、いずれも専任技術者を要件とせず、かつ請負金額が3,500万円（税込）未満であること。ただし、他に配置されている工事がいずれも500万円（税込）未満である場合は、この限りでない。
※請負対象設計金額（税込）3,500万円未満（建築一式工事にあっては、7,000万円未満）の災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限を緩和する特例措置を講じている。詳細は、「平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について」を参照すること。
- (3) 落札者は契約後、次に該当する者を設計に係る管理技術者として配置しなければならない。
- 技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有している者
 - (※直接的かつ恒常的な雇用関係は必要としない。また、主任技術者と兼ねることができる。)
- (4) 市町村税の滞納のない者対象案件：共通公告1(11)参照
- (5) 完全電子案件：共通公告1(12)参照
- (6) 電子くじ実施対象案件：共通公告5C(3)参照
- (7) 社会保険未加入対策対象案件：共通公告5J参照
- (8) 本契約においては、前金払及び部分払を請求することができないものとする。

1.1 入札参加及び提出資料

本案件入札に参加しようとする者は、電子入札等システムを利用して入札を行うこと。なお、システム障害等により、書面参加を希望する者は、電子入札実施要領第4条第2項により書面参加申請手続きを行うこと。

入札の結果、落札候補者となった者は、次の提出資料各1部を電子入札等システムを利用し速やかに提出すること。

なお、次の提出資料は入札時に提出できるものとする。

○ 開札日の前日から1年7か月前以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書の写し

1.2 日程等に関する事項

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
公 告 日	令和4年2月14日	東広島市ホームページ 及び 契約課掲示板に掲示する。
設 計 図 書 の 閲 覧	令和4年2月14日～ 令和4年2月18日	東広島市ホームページに掲載する。 ※設計図書を閲覧していない者のした入札は、無効とする。
質 問 書 提 出 期 間	令和4年2月14日～ 令和4年2月22日	質問書（様式第7）により都市部営繕課へ持参すること。 提出期間後の質問は受け付けない。
回 答 書 閲 覧 期 間	令和4年3月1日～ 令和4年3月4日	東広島市ホームページに掲載する。 回答書の有無を確認し、回答書がある場合は、必ず閲覧すること。
入 札 期 間	令和4年3月3日 (午前9時～午後5時) 及び 令和4年3月4日 (午前9時～午後4時)	電子入札等システムを利用して入札を行う。
開 札 日 時	令和4年3月7日 午前9時25分	電子入札室（本館4階）で行う。
事 後 審 査	開札後に入札参加資格要件を審査し、その後落札決定を行う。	電子入札等システムで落札者決定通知を行う。

1.3 問合せ先

東広島市 総務部 契約課 （東広島市西条栄町8番29号 電話 082-420-0930）